

社会福祉法人やまなみ会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまなみ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等は、役員である理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務の執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬は、別表により支給する。

2 理事長は月額報酬とする。月の1日から末日までを計算期間とし、翌月の25日（その日が金融機関営業日でない日の場合は、その前日）に指定する金融機関へ振込により支払う。

3 理事・監事・評議員は日額報酬とする。当該会計年度中の報酬を年度末に現金で一括支給する。

4 評議員選任・解任委員、第三者委員は日額報酬とする。当該委員会に出席した都度現金にて支給する。

5 役員等が職員である場合は日額報酬とする。当該会計年度中の理事会に出席した報酬を年度末に現金で一括支給する。

(出張旅費等)

第4条 役員等が法人業務のため出張したときは、やまなみ会の旅費規程により旅費を支払う。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和5年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

職 名	勤務形態	報 酬		備 考
		区 分	金 額	
理事長	非常勤	月額	40,000 円	月 2 日以上業務のため出席を要す。 1 日の場合は、20,000 円を支給する。 但し出席のない月は支給しない。
理 事	非常勤	日額	7,000 円	職務執行した回数で年度末一括現金にて支給する。
監 事	非常勤	日額	7,000 円	職務執行した回数で年度末一括現金にて支給する。
評議員	非常勤	日額	5,000 円	職務執行した回数で年度末一括現金にて支給する。
評 議 員 選任・解任 委 員	非常勤	日額	3,000 円	当該委員会に出席した都度現金にて支給する。
第三者委員	非常勤	日額	3,000 円	当該委員会に出席した都度現金にて支給する。
役員等が 職 員 の 場 合	非常勤	日額	3,500 円	当該会計年度中の理事会に出席した回数で年度末一括現金にて支給する。